

○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部庁舎管理規程

昭和58年4月1日

訓令第1号

改正 昭和61年5月20日訓令第5号 平成8年3月25日水企訓令第3号
平成21年3月30日水企訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、庁舎における秩序の維持及び災害防止に関し必要な事項を定め、庁舎の保全と庁舎内における公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「庁舎」とは、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業の用に供する建物並びにその附帯施設及び敷地をいう。

(庁舎管理者)

第3条 庁舎の管理を行わせるため、庁舎管理者を置く。

2 庁舎管理者は、本庁にあっては業務課長、本庁以外の庁舎にあってはその長をもって充てる。

3 庁舎管理者は、庁舎の管理上必要があるときは、警備の強化を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(管理補助者)

第4条 庁舎管理事務を補助させるため、庁舎管理者が指定する管理補助者を置く。

2 管理補助者は、庁舎管理者の命を受けて、庁舎における火災及び盗難の予防その他の管理に当らなければならない。

(行為の許可)

第5条 庁舎内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎使用許可申請書（別記第1号様式）を庁舎管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 仮設工作物その他の施設又は看板懸垂幕その他の物件（以下「仮設工作物」という。）の設置又は掲示

(2) 文書又は図画の掲示又は散布

(3) 集会、催しその他これらに類する行為

(4) 宣伝、契約の勧誘、物品の販売、寄付の募集その他これらに類する行為

(5) その他管理者が特に必要があると認める行為

2 庁舎管理者は、前項に係る行為が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 庁舎内の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 庁舎の美観を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、庁舎管理上不相当と認めるとき。

3 庁舎管理者は、第1項の許可をするときは庁舎管理上必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

4 第1項の許可は、当該申請者に庁舎使用許可証（別記第2号様式）を交付して行う。

（許可の取消し等）

第6条 前条第1項の許可を受けた者が当該許可の内容又はこれに付した条件若しくは指示に違反した行為をしたときは、当該許可を取り消すものとする。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、直ちに庁舎の使用に係る仮設工作物若しくは文書又は図画（以下「仮設工作物等」という。）を撤去し、かつ、庁舎から退去しなければならない。

（会議室等の使用）

第7条 庁舎に設けられている会議室その他庁舎管理者が指定した室を使用しようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の承認を受けなければならない。

（集団立入りの届出）

第8条 陳情、見学等のため集団で庁舎内に立ち入ろうとするとき（第5条第1項第3号に規定する行為を行い、又は当該行為に参加しようとするときを除く。）は、その責任者は、あらかじめ集団立入届（別記第3号様式）により庁舎管理者に届け出なければならない。

2 庁舎管理者は、前項の届出を受理した場合において庁舎管理上必要があると認めるときは、その人数、立入時間又は立入場所を指定し、又は制限することができる。

（庁舎の損傷の届出）

第9条 庁舎を損傷し、又は著しく汚した者は、直ちにその旨を庁舎管理者に届け出なければならない。

(遺失物の届出)

第10条 庁舎内において遺失物を拾得した者は、直ちに当該遺失物を庁舎管理者に届け出なければならない。

(中止命令等)

第11条 庁舎管理者は、次の各号の一に該当すると認める者がある場合は、その者に対して直ちにその行為を中止し、又は庁舎から退去することを命じなければならない。

- (1) 第5条第1項の許可を受けないで、同項各号に掲げる行為をしている者又はしようとする者
- (2) 第6条第1項の規定による許可の取り消しがあった場合に退去をしない者
- (3) 第8条第2項の規定による指定又は制限に従わない者
- (4) 庁舎内において正当な理由がなく銃器、凶器、爆発物その他の危険物を所持し、又は庁舎内に持ち込もうとする者
- (5) 大声をあげる等著しく静穏を害し、著しく粗野な若しくは乱暴な言動をする等庁舎内の秩序を乱し、又は執務の妨害となる行為をしている者
- (6) 庁舎内においてすわり込み、ねり歩き等の通行の妨害になるような行為をしている者
- (7) 庁舎管理者が立入り禁止をした区域に立ち入っている者又は立ち入ろうとする者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が庁舎管理上必要と認めて行う指示に従わない者

2 庁舎管理者は、前項第1号に掲げる者に対して、同項の命令をする場合において、その者が既に仮設工作物等を設置又は掲示しているときは、直ちにこれを撤去させ、又は自ら撤去しなければならない。

附 則

この規程は、昭和58年4月4日から施行する。

附 則 (昭和61年5月20日訓令第5号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日水企訓令第4号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日水企訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第5条第1項)

庁舎使用許可申請書

年 月 日

庁舎管理者 様

申請者(住所)

(氏名)

印

のため庁舎を使用したいので、印旛郡市広域市町村
圏事務組合水道企業部庁舎管理規程第5条第1項の規定により許可されるよう申請
します。

使用年月日	年 月 日から 月 日 日まで
使用時間	時 分から 時 分 分まで
使用場所	
使用目的	
その他参考事項	

第2号様式(第5条第4項)

庁舎使用許可証

庁舎使用者(氏名)

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部庁舎管理規程第5条第4項の規定により、次のとおり庁舎使用の許可をしたことを証する。

年 月 日

庁舎管理者

⑩

使用年月日	年 月 日から 月 日 日まで
使用時間	時 分から 時 分 まで
使用場所	
使用目的	
条件又は指示事項	
備考	

(注) 庁舎使用者は、この証書を常に携帯し、関係者の請求があったときは提示しなければならない。

